

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

番外編

8月3日 事務折衝「業務委託」報告：その1

会社大暴走

8月2日付「申入れ書」の写しは次項参照

「業務委託」の会社資料を稲盛氏周辺宅に配布？ 事実確認もせず組合への支配介入！

<8月2日付会社「申入れ書」：稲盛氏からコメントを受け発信か？>

【JHU】8月2日付「申入れ」文書について、稲盛元会長は申入れ書で言う「第三者」か。

《会社》かつて日本航空に経営に携わられた方だ。「申入書」の「第三者」とは、商店街で通りがかりの人に（業務委託に係る）会社資料を配っているということだ。

【JHU】その事実を掴んでこの文書を出したのか。《会社》商店街というか、周辺宅に配られたと聞いている。

【JHU】事実が全く違う。稲盛氏宅以外の周辺宅に、会社資料が配布された事実を確認したのか。

《会社》いえ、確認したんです。周辺のお宅にもビラを配布したと聞いている。

【JHU】宣伝ビラは周辺宅にも配布したが、会社資料は稲盛氏宅だけだ。事実確認もせず、稲盛氏からコメントを受け、この文書が出されたということだ。

<会社：事実無根の二重の嘘で組合への不当な支配介入行為！>

【JHU】会社が組合に提示したものは、組合が自主的に判断し教宣物などで出す。組合員にも知らせなければならない。

《会社》会社資料をそのまま出すことは今までなかった。出すなどという意味ではない。交渉内容を広めることは通常のことだ。

【JHU】7月8日付会社資料は「部外秘」ではない。「部外秘」なら組合に申し入れ、組合の同意を得るべきだ。会社が勝手にルールを設定してそれにそぐわないから信義に反するという勝手な

理屈は通らない。加えて、JAL 争議は社会的に大きな事件だ。多くの支援者がいる中、「部外秘」の申入れを受けるかどうかは組合が判断することだ。

事実関係も確認せず、稲盛氏のコメントを受けて、こうした文書を出すこと自体が、労使関係に良い影響を与えない、損なうものだと指摘しておく。組合に対し事実無根の非難をする会社の行為は組合への不当な支配介入行為だ。

組合注：7月26日の宣伝行動で、主催した京都の支援団体が「会社資料」を配布したのは、稲盛元会長宅のみです。近隣宅には宣伝ビラのみ配布し、「会社資料」は全く配布されていません。

8月3日の交渉後（午後5時半頃）、会社より「稲盛宅以外の周辺宅に会社資料が配布されたことを確認した」と連絡がありました。会社は二重の嘘で、支配介入行為を正当化しました。

8月2日付会社の「申入れ書」の写し

ISZ/G-C-022-015

2022年8月2日

JAL被解雇者労働組
委員長 山口 宏弥 殿

日本航空株式会社¹
人財戦略部長 [REDACTED]



申入れ書

会社は、2022年6月23日の事務折衝の席上、貴組合の要求に対して業務委託契約に基づく解決案を提示し、その後、貴組合からの申し入れも踏まえ、同契約の概要を説明する文書として、7月8日付「業務委託契約（案）概要」を提示したところです。

しかるに、2022年7月26日に京都市伏見区内で貴組合が実施した街宣行動において、当該文書を第三者に広く配布したことが確認されております。

当該文書は、会社と貴組合との整理解雇事件を巡る交渉の一環として貴組合に提示したものであり、業務委託契約の具体的な委託金水準や期間等も記載されているなか、未だ合意に至っていないものであって当該文書を一般人に広く配布することは予定していません。労使協議の過程で提示した文書を会社の了承なく外部に配布する行為は、労使協議の信義に反し円滑な労使協議を阻害するものであって、労使協議の基本的なルールに反する行為といわざるを得ません。

会社は、今後とも真摯に貴組合と争議解決に向けた協議、交渉を行ってまいります。貴組合が本件のような労使協議の基本に反する行為を繰り返すようなことがないよう強く求めます。

以上

7月8日付「業務委託契約」に係る会社提示資料

JHU 提示資料 (ISZ メモ)

2022/7/8
日本航空株式会社
人財戦略部

業務委託契約 (案) 概要

項目	概要
契約形態	業務委託契約 (準委任契約)
委託金 (報酬)	125,000 円/月
契約期間	2 年間
委託業務	会社が委託する業務 ※ 委託する具体的な業務内容については、応募状況等を踏まえて会社が決定する。 (委託業務例は、別表のとおり)
権利の帰属	本委託業務遂行により、会社に提出された資料・レポート等における著作権等の権利については、会社が権利者となる。
秘密保持	本委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守し、本契約終了後も会社の事前承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないこと。
<p><備考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約は、委託者 (会社) と受託者の間に指揮命令関係はありません。 ・ 業務委託の受託者は、原則として業務を行う場所や時間は受託者の自由意思で選択ができます (ただし、必要な会議体への出席等においては、時間・場所等を指定させて頂くことがあります。) ・ 受託者は労働者ではないため、労働基準法や労働契約法の適用外です。 ・ 委託金 (報酬) は、委託業務が適正に履行されない場合は、委託金の減額や契約期間途中での契約解除等を行うことがあります。 ・ 交通費・通信費等の諸経費は委託金のなかに含める。 	

(別表) 委託業務例

	委託する業務例
①	各省庁・自治体等からの各種発信情報等のリサーチ
②	アクセシブルツーリズムに関するリサーチ・提案
③	ベンチマーク各社 企業理念・経営方針等のリサーチ
④	ベンチマーク各社 プレスリリース調査
⑤	業界情報誌などのトピックス リスト化
⑥	SNS コメントの分析・レポート
⑦	JALVISION2030「すべてのお客さまが安心してご旅行できる環境づくり」に関するリサーチ・提案
⑧	「全員参加型社会の実現加速」を目指して、企業に求められるもののリサーチ・提案
⑨	セミナー等の議事録の作成